

仕様書

1. 業務名称 公共空間等の形成・再生手法の検討及び活用に係る業務

2. 適用範囲

本業務は、契約書及び本仕様書に基づき実施しなければならない。

3. 業務の目的

現在、我が国の公共空間等（広場、公園、歩道空間のほか、建築物のファサード及び境界部分を含む。以下同じ）においては、良質な公共空間に人々が集まり、地域の経済活動等が活性化した事例もある一方で、再開発等を契機として大規模でデザインに意匠をこらした公共空間を整備したものの利用者が少なく、むしろ地域の商業などの衰退を招いている例も見受けられる。

今後、人口減少が進む地方都市や高齢化が急速に進む大都市部において、こうした公共空間等の形成・再生が当該エリアの活性化に大きな影響を及ぼすと考えられ、現在、URにおいては、ひとのアクティビティをベースに居心地の良さを実現する空間づくりの工夫を行う手法について、昨年度「まちの改善に向けたプレイスメイキング検討会」（以下、「検討会」という。）を実施した。今後これら手法の具体化を進めることとしている。

本業務は、検討会で得られた知見及び事例調査等を基に、新しいまちづくりの考え方及び公共空間等の形成手法を整理し、それらを活用して、新たに都市再生・団地再生に関わる職員に対する研修、個別地区における実践等に活用することを目的とする。

4. 業務の内容

本業務の目的より、業務内容については以下の通りとする。

- (1) 当機構内部の検討支援（検討会委員等への個別相談含む）
 - ・ 検討会や当機構内部での検討結果を踏まえた各種資料の作成補助
 - ・ 事例分析等の取りまとめ作業の支援
- (2) 対外向け PR ツールの検討及び作成
 - ・ (1) の検討を踏まえた地方公共団体等への PR ツールの検討及び作成
- (3) 当機構の社内研修プログラムの資料作成・開催補助
 - ・ 当機構の社内研修（(1) で取りまとめた公共空間等の形成手法等に関する社内勉強会等）における研修資料の作成や運営等に関する支援
- (4) 個別地区（2地区）における社会実験実施に係る実践補助・担当課支援
 - ・ 対象エリアにおける上位関連計画等の現況把握
 - ・ 対象エリアにおけるアクティビティ現況調査
 - ・ 対象エリアにおける今後のまちづくりの方向性（将来像）等の検討・確認
 - ・ 対象エリアにおけるまちづくりイメージの検討及びイメージパースの作成
 - ・ 上記の結果を踏まえた個別地区における社会実験の実施
 - － 社会実験の目的、実施方針及び実施事項の検討
 - － 社会実験の効果検証事項の整理及びアンケート等評価資料の作成
 - － 社会実験実施に係る運営マニュアル、チラシ等作成
 - － 社会実験実施に向けた各種調整（備品等の手配含む）
 - － 社会実験の運営支援
 - － 社会実験の分析評価
 - － 結果の取りまとめ及び今後の課題等の整理

5. 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年10月30日（金）

6. 成果品

(1) 本業務に係る報告書一式（A4版） 製本5部

(2) 本業務に係る報告書電子データ一式

(3) その他、本業務で入手した資料一式

なお、成果品はグリーン購入法に基づき作成すること。

7. 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 事業企画部

8. 特記事項

(1) 本仕様書に記載の無い事項等、疑義が生じたときは、その都度機構担当者と協議すること。

(2) 関係各所との打合せに必要な資料は、随時、機構担当者と協議の上作成すること。

(3) 法令及び条例等の関係法令を遵守すること。

(4) 本業務の履行上知り得た情報等を第三者に漏らさないこと。

(5) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。なお、検査合格後であっても、誤りが発見された場合には速やかにこれを訂正すること。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

積 算 基 準

1 適用範囲

この積算基準は、「公共空間等の形成・再生手法の検討及び活用に係る業務」に適用する。

2 委託料の算定

委託料	=	委託価格	+	消費税相当額		
委託価格	=	直接人件費	+	直接経費	+	諸経費
消費税相当額	=	委託価格	×	消費税の税率		
諸経費	=	直接人件費	×	110%		
直接経費	=	仕様書記載の成果品作成に係る費用				

3 業務内容ごとの業務量の目安（単位：人・日）

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(1) 当機構内部の検討支援（検討委員等への個別相談含む）	15.0 人・日	
(2) 対外向けPRツールの検討及び作成	22.0 人・日	
(3) 当機構の社内研修プログラムの資料作成・開催補助	14.5 人・日	
(4) 個別地区（2地区）における社会実験実施に係る実践・担当課支援	205.0 人・日	
合 計	256.5 人・日	